

コンプライアンスの分野でのインハウス

住友理工株式会社法務部・愛知県弁護士会会員 荒川 裕子 *Arakawa, Yuko*

1 はじめに

「会社では、毎日、契約書をチェックしているの?」、「そんなに仕事はないでしょ?」という質問をいただくことがあります。愛知県弁護士会に在籍しているインハウスは、現在40名程度で、会全体の約2%と少数派です。また、インハウスと法律事務所の弁護士との交流は、始まったばかりの状況です。そのため、周囲の皆様にとっては、インハウスの業務を想像しにくいのかもかもしれません。

さらに、私は「コンプライアンス」*（法令遵守）業務を担当しているところ、コンプライアンス業務を取り扱う法律事務所の弁護士は少ないため、業務内容をイメージしにくいかもしれません。

そこで今回は、皆様に興味を持っていただけるように私の業務内容をご紹介します。コンプライアンス分野でのインハウスの魅力をお伝えしたいと思います。

2 会社紹介と入社のかきつけ

当社は、創業初期より住友グループであり、2014年10月1日、「東海ゴム工業株式会社」から「住友理工株式会社」に商号変更しました。事業内容は、防振ゴムやホースなどの自動車用部品の製造・販売が中心で、インフラ、住環境、健康介護などの分野へも進出しています。住友理工グループは、従業員数2万2546名、売上高3690億円（いずれも2013年度）です。2013年に大型のM&Aを実施し、海外拠点が12カ国から24カ国・102拠点（2014年10月1日時点）となり、グループ全体でのグローバル経営が重要課題となっています。

私は、64期として修習後、1年半ほど法律事

務所にて執務し、当社法務部にて1年9か月ほど勤務をしました。入社前は企業法務に縁がありませんでしたが、インハウスをしているロースクールの同期から「企業内には弁護士が活躍できる場がある」という話を聞き、自分の業務の幅を広げるために新しいフィールドに踏み出しました。

3 当社法務部の紹介

「法務部門は利益を生み出す部署ではないので、最小限の人員で」という消極的な法務の姿は昔の話です。現在、多くの企業では法務部を強化し、守りの法務から攻めの法務へと転換を図っています。当社でも、2010年ごろ総務部法務室のときは法務担当者が4名でしたが、現在は14名と急増しました。さらに、2015年1月からは法務部から国際法務部が独立し、グローバル化に対応できる体制整備を進めています。

弁護士は、私以外に59期の弁護士、さらに、日本だけではなく米国や中国の弁護士（司法試験合格者で未登録者を含む）が在籍しています。有資格者のみならず、職歴や国籍において様々な部員が在籍しており、多様性（ダイバーシティ）が進んでいる部署です。

4 業務内容

私は、契約審査や法律相談の業務に関わりつつ、コンプライアンス業務を中心としています。法令や社内規程違反防止のため、「コンプライアンス体制」を構築し、運用状況を確認するなどの予防法務を取り扱っています。

(1) コンプライアンス体制整備

規程整備、ガバナンスなどは別の担当がいるため、私は主に次の2点を担当しています。

①内部通報

内部通報システムの体制整備および運用をしています。従業員から内部通報の相談が寄せられると、対応方針について迅速に判断し、関係部署への報告および調査依頼などを行います。労務問題に関わることが多く、人事との連携は欠かせません。

さらに、グローバル化に対応するため、本社への迅速なレポーティングライン確保として、内部通報システムを海外の関係会社まで拡充する体制整備を進めています。言語の問題、海外の商慣習や法律の違いなどの点で、悩みが尽きません。

②従業員教育

法令の知識強化およびコンプライアンス意識向上のため、研修の企画立案、実施をしています。

30～50人規模での対面式の講義の聴講者数は、約1年間で延べ4300人程度となりました。また、講義だけではなく、様々な教育ツールを活用した効果的な研修の実施を心掛けています。例えば、定期的な社内報の執筆では、社内で身近な事例を取り上げて解説しています。加えて、具体的事例の対応方法の再確認のため、Eラーニングでの択一式テストの問題作成もしています。

(2) 運用状況の確認

①コンプライアンス調査および案件管理

年間4回、社内の全部署および全関係会社に対して、コンプライアンスの状況確認を行っています。コンプライアンス案件の報告を受けた場合には、方針の確認を行います。

②意識調査

アンケートの調査により、現状の分析、今後の施策検討をしています。

③コンプライアンス委員会事務局業務

副社長が委員長を務める委員会では、コンプライアンス推進の施策や個別問題への対応を審議しています。

(3) その他

会社設立などのプロジェクト支援、労災案件

やクレーム対応など、必要に応じて関係部署から相談を受ける場合があります。訴訟対応は、外部の弁護士と協働で関わっています。

5 コンプライアンスの分野でのインハウス

(1) インハウスの役割

企業は、社会的責任(CSR)を果たすためにコンプライアンス経営を重視するようになりました。さらに、コンプライアンス業務では、法令を扱うこと、正義感が求められる場面があることなどから、弁護士が関わるのに適した分野だと感じます。そのため、企業側としては、コンプライアンス分野のインハウスの需要はますます高まることが予想されます。

前述したとおり、コンプライアンス業務は多岐にわたり、様々な施策を講じる必要があります。企業の中にいるからこそ、コンプライアンス問題が生じる芽に気付き、いかなるアプローチで摘み取っていくか主体的に考えることが求められます。

(2) インハウスとして働く魅力

現在の業務では、個別案件に深く関わって解決するより、グループ全体を見渡して違反を防止する体制整備の役割が求められています。そのためは、国内外を見渡せる広い視野、経営や会計などの幅広い知識に裏付けされた的確な判断能力、他部署との連携を図るコミュニケーション能力など、多角的な能力を磨く必要があります。また、グローバル化に対応するため、言語能力の向上は欠かせません。インハウスになることで、これらの能力を向上させることができます。

また、組織の一員として働く楽しさを感じる場面は数多くあります。例えば、他部署とのプロジェクトでは皆で達成感を共有したり、適切な法的アドバイスをしたことで担当者から感謝の言葉をいただいたりすることもあります。

このような魅力あふれるインハウスに興味がある方は、一度足を踏み入れてみてはどうでしょうか。

* 日弁連『弁護士白書〔2013年度版〕』では、インハウスの担当業務は「契約審査関係」、「本社法務部門」、「訴訟管理」、「コンプライアンス」の順に比率が高い。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/2013/whitepaper_kigyonai_jittai_2013.pdf